

一般廃棄物処理業許可証

第 35 号

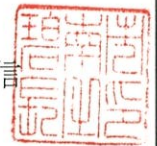
令和4年3月23日

住 所 豊田市松ヶ枝町3丁目30番地

名 称 ホーメックス株式会社

代表者氏名 代表取締役 餅原 幹也 様

碧南市長 禰 亘 田 政 信



1 業 種 ごみの収集及び運搬業

2 許可期限 令和4年4月 1日から

令和6年3月31日まで

3 条 件

(1) 営業を行う区域は、次のとおりとする。

碧南市内一円

(2) 一般廃棄物の搬入は、原則として衣浦衛生組合とする。

(3) 許可申請書に記載されている事項に相違しないこと。

(4) 一般廃棄物処理業の廃止、取消し又は停止をする場合、その事情のいかんを問わず、市は一切損失補償には応じない。

(5) 衣浦衛生組合への持込み条件

ア ごみ分別の徹底を計り、種類別にそれぞれに指定されたピットへ投入すること。

イ クリーンセンター衣浦ごみ受入基準を遵守し、適正に処理すること。

ウ ごみピット転落防止用フックを必ず使用すること。

エ ピットの落とし口に生ごみ等をそのままにせず必ず清掃すること。

オ パッカー車等、汚水受けから汚水を垂れ流しにして、プラットホームを走行しないこと。

カ プラットホーム内を逆走しないこと。(一方通行厳守)

キ 持込み可能なごみは、管轄内のごみのみとする。

ク その他衣浦衛生組合施設管理事項を遵守し、組合職員の指示に従うこと。

(6) 自社での一時保管注意事項

ア 野積みは周囲に悪臭等が発生するため、環境保全に努め適正管理をすること。

イ 悪臭及び衛生上の観点から、常に薬剤を散布し、衛生害虫発生未然防止に努めること。

(7) 関係法令を守り、誠実に業務を営むこと。

(8) 上記事項に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行なったときは、この許可の取消し又は期限を定めて業務を行うことを禁止する。